



金融 事情

JETRO



ケニア

BOP実態調査レポート

1. 調査結果

概要

ケニアには、商業銀行43行、不動産金融会社2社の金融機関がある。2009年に発表された調査結果によれば、ケニアの正規金融部門を構成するこれらの金融機関とKenya Post Office Savings Bankを、成人人口の22.6%が利用している。マイクロファイナンス機関(MFI)を含むノンバンク金融機関、貯蓄信用組合(SACCO)、携帯電話サービス事業者の利用者は人口の17.9%で、これらを合わせると、正規金融サービスの利用者は40.5%に達する。この他、ケニア人の26.8%はNGO、自助グループ(SHG)、無認可の個々の貸金業者等の非正規



金融部門に依存しており、残りの32.7%は形態を問わず一切の金融サービスを利用していない。これは、ケニア人の金融サービスの利用に大きな格差が存在していることを意味する。

従来型の金融サービスは提供範囲が狭いため、ケニアにおける金融サービスの展開にあたっては、マイクロファイナンスが中心的な役割を果たしてきた。また、政府とケニア中央銀行(CBK)が経済近代化の鍵として金融サービスの普及に力を入れていることもあり、政策の後押しを受けたケニアのマイクロファイナンス部門はサハラ以南のアフリカで最も発展している。

* ケニアシリング(Ksh)換算レート 1円=約1Ksh(2012年7月末日時点)

JETRO



マイクロファイナンスとM-PESA

ケニアにおける実態

大手商業銀行4行の起源はマイクロファイナンスである。2行は建築組合 (Family BankおよびEquity Bank)、1行はNGO (K-REP)、1行は購買組合 (Co-operative Bank)として始まった。上記の商業銀行やさまざまな公認MFI、貯蓄信用組合 (SACCO)、NGOがケニアのマイクロファイナンス産業を構成している。2011年のCBK統計によれば、マイクロファイナンス産業の融資額は17億米ドル、融資を受けている人は計110万人、預金者は計720万人、預金は総額21億米ドルに達していた。ケニアの借入人基盤はアフリカ大陸第2位でSACCOの活動規模はアフリカ大陸最大である。

この要因としては、モバイルバンキングにおけるM-PESAの成功、エージェントバンキングを認める2010年金融法の可決に加え、ケニア全土の商業興信所の発展が挙げられる。

貸付残高と預金総額は、2008年以降着実に伸びており、貸付より預金の方がはるかに多く貯蓄性向が強い。MFIは商品の多様化によって進化した顧客のニーズを満たせるようになった。ただし、MFI成長のターゲット層は主に都市部の顧客であった。

預金はマイクロファイナンス部門の資金調達額の70%近くを占める。これらの資金の大半は小口預金者の預金である。マイクロクレジットの国内最大の出所はケニア自体であるが、多数の国際金融機関の信頼によっても支えられている。

ケニアのマイクロファイナンスは、財務と運営の支出費率を低く抑えることができるため、2010年のROA (総資産利益率)は5%を超え、収益率が高い。

従来型のマイクロファイナンスの他、世界的な通信事業者であるVodafoneのケニア子会社Safaricomが2007年3月にM-PESAサービスを開始して以来、携帯電話を使った金融サービスの利用機会が急速に拡大している。M-PESAサービスのおかげで、顧客は携帯電話から電子決済システムにアクセスできるようになり、また、国内1万6,900の約半数が中心市街地外にあるSafaricomの店舗で預金と現金の引き出しが可能になった。M-PESAサービスは開始以降、目を見張る成長を見せ、2011年9月までに利用者は1,200万人に達している。





主な事業者

ケニアのマイクロファイナンス部門の主な事業者は、Faulu Kenya、SMEP、Kenya Women's Finance Trust (KWFT)である。これら3社はマイクロファイナンス法に基づく認可預金受託MFIである。KADET、BIMAS、Opportunity Kenya、PAWDEP等、その他多くのMFIは、預金受託機関への転換※を中・短期的に図ろうとしている。しかしながら、多くのMFIは、株主構成、経営管理報告書の不備、社内管理不足、人材不足等の理由で、預金受託機関への転換は今なお困難な状況にある。

マイクロファイナンス法は、MFIを二つのカテゴリーに分類している。

■**預金受託MFI**—このMFIはケニア中央銀行(CBK)の規制を受け、さらに全国レベルのMFI(ケニア全土で営業)と地域ベースのMFI(特定地域で営業)に分類される。Faulu Kenya、SMEP、KWFTは全国レベルのMFIである。

■**クレジット限定MFI**—このMFIはCBKの規制を受けるが、営業内容はクレジット業務に限定される。認可されるMFIには、最低限遵守すべき健全性規則(CBKが今後定める予定)が課される。

※転換…クレジット中心のMFI(NGOまたはプロジェクト)が、CBKの免許を取得することにより規制対象の預金受託金融仲介業者となるための手続き。

表1: MFI各社の米ドル貸出残高とシリングでの借入人数(2010年混合市場)

機関名	年	貸出残高総額(米ドル)	借入人数
KWFT	2010	152,136,208.00	413,040
Faulu - KEN	2010	33,175,452.00	85,226
SMEP	2010	14,645,372.00	37,822
Jamii Bora	2009	9,568,460.00	79,194
PAWDEP	2010	7,784,078.00	31,427
KADET	2010	6,325,359.00	17,559
Opportunity Kenya	2011	4,872,251.00	8,862
ECLOF - KEN	2010	4,659,777.00	15,513
BIMAS	2010	3,261,690.00	9,749

表2: ケニア最大MFIのKWFTの最新データ

借主の数	413,040人
新規ローンの平均額	389米ドル
1人当たりGNIに占めるローン比率	55%
顧客回転率	18.7%
借主1人当たりのコスト	67米ドル
実効金利	69.9%

表3: 料金等の比較

	KADET	FAULU	K-REP	KWFT	EQUITY
登録	200Ksh	400Ksh	500Ksh	250Ksh	400 Ksh
年利	19%	18%	19%	20%	23%
保険	0.01%	1.50%	1%	1.50%	0%
通帳	100Ksh	100Ksh	3%	0	0
違約金	20%	0	0	0	0
その他の料金	解約手数 350Ksh	研修 400Ksh	0	0	0
預金	20%	25%	25%	20-30人10% (400p.w) 7-10人10% (1000)	銀行の動向とは無関係

出所: 世界銀行およびUNDP** 2008年12月時点の実効金利に関するGNIデータ



法環境

CBKは、ケニアの正規民間金融部門の大部分を構成する商業銀行43行を規制・監視している。現在、マイクロファイナンスに従事している商業銀行は4行のみだが、マイクロファイナンス産業と金融業が成長するにつれてその数は増えるとCBKは見込んでいる。

ケニア政府は、非商業銀行部門であるマイクロファイナンス産業の成長促進のため、2006年にMFI運営の新規則を発令し、2008年にこれらの条項を改正した。2006年のマイクロファイナンス法では、預金受託MFIに対して、認可・透明性要件、預金保護、解散の仕組み、コーポレートガバナンス、業績、会計基準、CBKによる監督について規則を課している。

2006年のマイクロファイナンス法と同法に基づいて発令された規則は、マイクロファイナンス産業に関する法律、規制、監督の枠組みを定め、2008年5月2日に施行された。

マイクロファイナンス法および規則に基づいて定められた法律・規制・監視体制は、規制を受ける預金受託MFIが、特にケニア人向けに預金活用、信用枠、国内送金等のさまざまな金融サービスと商品を提供することを可能にした。

ケニア人が金融サービス・商品をより身近に利用できるようにするため、多くのMFIと将来の投資家が預金受託事業設立の機会を利用すると見込まれ、マイクロファイナンス産業は、金融市場を発展させ、ケニア人の大半が金融サービス・商品を利用できるようにする上で中心的な役割を果たすだろう。

マージン

助成を受けていないケニアのMFIは、顧客に対して一般に15～23%の金利を課している。MFIが支払う平均資本コストが10%、利回り(金利所得)が20%であると仮定すると、MFIの総収入は10%前後になる。さらに、MFIはあらゆる種類の一部追加料金を顧客に独自に課している。例えば、管理費、通帳発行手数料、預金の入出金手数料等である。これらが未回収ローン総額の4%に相当する平均追加収入を毎年もたらすと仮定すると、MFIの総収入は貸付残高の14%ということになる。

実行方法

マイクロファイナンスは、貸付にあたってグループ方式を採用している。通常、グループはMFIに6カ月間預金することを勧められ、その後、そのグループの構成員が他の構成員の預金を担保として借入れを行うことができる。ローンはさまざまな商品に分類できるが、ほとんどは資機材等購入のための農業用ローンと学費ローンである。

JETRO

【免責事項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。